

DanDanBANK 取引規定

1. 本規定の適用

DanDanBANK 取引規定（以下、「本規定」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「お客さま」といいます。）が株式会社山陰合同銀行（以下、「当行」といいます。）の DanDanBANK（当行において支店名称に「DANDAN」が付く全ての支店を総称し、そのうちお客さまが預金口座を保有する支店を以下、「当店」といいます。）との取引を行う場合の当行の取扱いを規定したものです。お客さまは、この規定（準用される各種規定を含みます。）の内容を十分に理解し、承認したうえで、自らの判断と責任において、当店との取引を行うものとします。

2. 当店との取引範囲

(1)お客さまは、本規定に基づき当店に DanDanBANK 専用の預金口座を開設し、次の各号に定める取引を利用できます。なお、取扱商品については当行ホームページにてご確認ください。

①普通預金取引

②定期預金取引

③その他当店所定の取引

(2)前記(1)の各号の取引は本規定のほか、別途当行が定める各取引規定に基づくものとします。

(3)お客さまの当店との取引範囲については、将来、当行の都合で改廃・変更することがあります。

3. 取引の開始

(1)当店と取引を行うことができるお客さまは、日本国籍かつ日本国内に居住する満 16 歳以上の個人の方に限ります。事業を営むための取引には利用できません。また、屋号のある名義についても利用できません。

(2)当店との取引は、お客さまが本規定を承認し、当行所定の手続きで口座開設を申込み、当行がこれを受領し承認した場合に開始されるものとします。

(3)口座開設にあたっての本人確認は当行所定の手続きによるものとします。また当店ではお申込内容についてお客さまに照会を行う場合があります。この際、当行所定の期間にわたり連絡がとれない場合は取引を無効とする場合がありますのでご了承ください。

(4)当店との取引開始にあたっては、第 2 条に定める普通預金口座（以下、「DanDan 普通預金口座」といいます。）および定期預金口座の開設ならびに DanDanBANK アプリの利用登録を必須とします。

(5)当店以外の当行本支店から、取引店の変更を行うことにより当店と取引を開始することはできません。

4. A T M暗証番号

(1)当店との取引にあたって、お客さまは A T M暗証番号を当行に届出るものとします。A T M暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

(2)A T M暗証番号は、DanDanBANK アプリの利用登録、スマホ A T Mによる預金の払戻し、インターネットによるサービス等の申込、その他当行所定の取引を行う際に利用します。

(3)A T M暗証番号は、第三者に知られないようお客さまの責任において厳重に管理してください。A T M暗

証番号を第三者に知られた可能性がある場合には、すみやかにお客さまから当行に通知してください。

(4) A T M暗証番号を失念または第三者に知られた可能性がある場合には、当行所定の方法により、A T M暗証番号の変更手続きを行ってください。この変更手続き前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(5) 当行に届出のA T M暗証番号と異なる番号を、当行所定の回数連続して入力した場合、当行は、当行所定の期間、A T M暗証番号の利用を停止します。

5. 印鑑レス取引

(1) 当店の取引においては、当行所定の押印が必要な取引を除き、「印鑑レス取引」を行っていただきます。

(2) この規定において、「印鑑レス取引」とは、当店との各種取引に係る印鑑の届出なく行われる、お客さまと当店との間の当行所定の各種取引をいいます。この「印鑑レス取引」を行うお客さまについては、別途定めるところを除き、印鑑での取引は行いません。（「印鑑レス取引」が行われる当店の預金口座を、この規定において「印鑑レス口座」といいます。）

(3) お客さまが、「印鑑レス口座」に係る当店との各種取引に係る手続のために、当店に関する「印鑑レス取引」を行う場合には、以下の一部または全部の方法により、本人確認を行います。また、当行が必要と認める場合には、以下の方法に加えて、または以下の方法に代えて、当行が別途指定する手続をお取りいただくことがあります。

① 当行所定の本人確認書類の提出または提示

② 届出の暗証番号、パスワード等と入力された暗証番号、パスワード等との一致

(4) 前記(3)における本人確認を相当の注意をもって行い、正当な取引権限を有するお客さまからの依頼であるとみなしてその依頼を受け付けて取り扱いましたうえは、本人確認に供された情報および確認事項（暗証番号も含まれますが、これに限りません。以下同じです。）につき偽造、変造、改ざん、盗用、不正使用その他の事故があっても、また、その依頼が無権限、権限逸脱等によるものであっても、そのために生じた損害については、別途定める場合を除き、当行はいっさい責任を負いません。

(5) 当行が「印鑑レス取引」の依頼の受け付けを謝絶したことにより、お客さまに損害が生じた場合であっても、当行に故意または重大な過失があるときを除き、いっさいの責任を負わないものとします。

6. 届出印

(1) 当行所定の取引を行う場合は、当行所定の方法で当店との取引に使用する印鑑（以下「届出印」といいます。）を届出てください。なお、DanDan 普通預金口座の届出印をもって当店への届出印とします。

(2) 取引において、各種申込書、諸届その他の書類に使用された印影を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なった場合は、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3) 届出印を紛失した場合は、直ちに当行へ連絡するとともに、当行所定の手続きを行うものとします。なお、届出印の紛失を当行へ連絡する以前に生じた損害について当行に過失がある場合を除き 当行は責任を負いません。

7. 当店との取引方法

(1)お客さまは本規定に基づき、次の方法で当店と取引を行うことができます。

①DanDanBANK アプリによる取引

②その他当行所定の方法による取引

(2)各取引方法について当店で取扱う商品・業務等は別途定めるものとし、各取引にかかる規定に従って取扱われるものとします。

(3)お客さまの当店との取引方法については、将来、当行の都合で改廃・変更（DanDanBANK アプリのご利用可能端末についての改廃・変更を含みます。）されることがあります。

8. 取引確認方法

(1)当店では預金通帳または証書の発行はしません。当店におけるお客さまの取引残高、取引明細等は、お客さま自身が DanDanBANK アプリを利用して適宜確認し、必要に応じて印刷するものとします。

(2)前項に定める取引残高、取引明細等の確認が可能な期間は、当行所定の期間とします。

9. 現金および証券類等の取扱い

(1)当店との預金およびその他の取引においては、当行所定の場合を除き、原則、当行本支店窓口での現金による預入れまたは払戻し等の取扱いはできません。

(2)当店は、手形、当座小切手等は発行しません。

(3)当店の預金口座には、手形、小切手、配当金領収書等その他の証券類の受入れはできません。

10. 諸手数料

(1)残高証明書発行手数料その他の手数料は、当店の預金口座から払戻請求書等なしに引落すことができるものとします。

(2)当行が当店に関する諸手数料を改定もしくは新設する場合には、原則として、改定内容もしくは新設内容を当行ホームページへの掲示その他の当行が定める適切な方法にて告知するものとし、お客さまへの個別の通知は行いません。

11. 通知および告知方法

(1)当行からお客さまへの各種通知および告知は、当行ホームページへの掲示、届出住所への郵送または届出のメールアドレスへの電子メールの送信等のいずれかにより行います。

(2)当行が届出の住所またはメールアドレス等に各種通知および告知を行った場合、当該通知および告知が延着し、または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなし、当行への届出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。

(3)当行からの照会に対しては、速やかに回答してください。また、相当の期間内に回答がなかった場合、または不適切な回答があった場合は、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

1 2. 商品・サービス等の変更

- (1)当行は、当店で取扱う商品・サービス等をお客さまに事前に通知することなく任意に変更することができます。
- (2)前項(1)については、変更にともない当行ホームページ、DanDanBANK アプリ等を一時停止することがあります。
- (3)前項(1)(2)については、第 1 1 条に定める通知および告知方法により告知します。
- (4)第(1)項の変更によって生じた損害については、当行は責任を負いません。

1 3. 届出事項の変更等

- (1)届出印、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等、当店への届出事項に変更があった場合には、直ちに当行所定の方法により、当行に届出てください。変更の届出は当店の変更処理が終了した後に有効となります。変更処理が終了するまでの間に、変更が行われなかったことにより、お客さまに損害が生じても当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。また、届出前に生じた損害についても当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。当店以外の当行本支店にも取引があるお客さまは、当店への届出事項の変更手続きとは別に手続きが必要となる場合があります。
- (2)お客さまが当店に届出した住所・電話番号・メールアドレスが、何らかの事由によりお客さま以外の方の住所・電話番号・メールアドレスになっていたとしても、そのために生じた損害については、当行に過失がある場合を除き当行は責任を負いません。
- (3)届出住所またはEメールアドレスに宛てて送付した送付書類または通知が未着として当行に返戻された場合、当行はその後の送付書類の送付または通知を中止するとともに、全部または一部の取引を制限することができます。なお、返戻された送付物について当行は保管責任を負いません。
- (4)当店以外の当行本支店に取引店を変更することはできません。

1 4. 成年後見人等の届出

- (1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。お客さまの成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- (2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、書面によって当店に届出てください。
- (4)前 3 項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも、書面によって当店に届出てください。
- (5)前 4 項の届出の前に生じた損害については、当行の責による場合を除き、当行は責任を負いません。

1 5. マル優の取扱い

当店は、少額預金の利子非課税制度（マル優）のお取扱いはいたしません。

16. 当店取引の解約等

(1) 当店との取引を解約する場合は、当行所定の手続きを行ってください。なお、DanDan 普通預金口座を解約する場合は、同時に当店とのその他すべての取引が解約されるものとします。

(2) 当店との取引をすべて解約する場合においてお客さまへの返還金等がある場合は、お客さまが指定する金融機関の口座へ当行所定の振込手数料を差し引いたうえで振込むものとします。また、お客さまに対する貸越元利金、未収手数料等がある場合は、それらをお客さまが当行に支払った後に手続きをいたします。

17. 免責事項

次の事由により当店のサービスの取扱いに遅延、不能、漏えい等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

(1) 災害・事変等当行の責めに帰すことのできない事由、または裁判所等公的機関の措置等やむを得ない事由があった場合

(2) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピュータ等の障害が生じた場合（当行の責めに帰すべき事由がある場合であっても、当行に故意がない限り、当行の責任はお客さまから受領したサービス料の金額を上限とします。）

(3) 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当のシステム安全対策を講じていたにもかかわらず、公衆回線等の通信経路において盗聴等がなされたことによりお客さまの情報が漏えいした場合

(4) 申込書類等に使用された印影と届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行なったにもかかわらず、それらの書類につき偽造・変造・その他の事故等があった場合

(5) 暗証番号、パスワード等により本人確認を行ったにもかかわらず、他人によるなりすまし、その他の事故等があった場合

(6) お客さまが各種届出事項の変更を怠った場合

18. 譲渡・質入れ等の禁止

当店の取引にもとづくお客さまの契約上の地位、権利および預金等の譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させること等はできません。

19. 規定の準用

当店との取引において、本規定に定めのない事項については、各種預金規定、DanDanBANK アプリ利用規定等の当行が定める規定により取り扱います。

20. 規定の変更

(1) 本規定の各条項およびその他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載その他相当の方法で公表または通知することにより、変更できるものとします。

(2)前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、この場合、公表の日から適用開始日までは、変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。

2 1. 準拠法・裁判所管轄

本規定の準拠法は日本法とします。本規定に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上

預 781 (2024.10 制)